

島根県報

第一、三七六号

平成十四年六月十四日

(金曜日)

正誤

平成十四年五月三十一日付け島根県報第一、三七二号

(地方労働委員会)五
中

告示

目次

島根県同和地区改善事業補助金交付要綱の廃止

生活保護法の規定による介護機関の指定（二件）
県営土地改良事業の工事の完了

保安林予定森林
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に
係る事項の変更の届出（二件）

道路の供用開始
（人権同和対策課）一
（長寿社会課）一
（農村整備課）二
（森林整備課）二
（商企画課）二
（道路整備課）四
（都市計画課）四

公 告

開発行為に関する工事の完了

選管告示

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数

島根県告示第五百八十九号

島根県同和地区改善事業補助金交付要綱（昭和三十五年島根県告示第九百八十号）は廢止し、平成十四年六月十四日から施行する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

告示

目次

島根県同和地区改善事業補助金交付要綱の廃止

生活保護法の規定による介護機関の指定（二件）
県営土地改良事業の工事の完了

保安林予定森林
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に
係る事項の変更の届出（二件）

道路の供用開始
（人権同和対策課）一
（長寿社会課）一
（農村整備課）二
（森林整備課）二
（商企画課）二
（道路整備課）四
（都市計画課）四

公 告

開発行為に関する工事の完了

選管告示

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	名 称	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所
名 称	主たる事務所の所在地			
ウェルファ株式会社	邑智郡瑞穂町下田所一〇八	特定施設入所者生 活介護	特定施設入所者生 活介護	特定施設入所者生活介護「故郷」
三一	邑智郡瑞穂町下田所一〇八			邑智郡瑞穂町大字下田所一〇 八三一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島根県知事 澄田信義	邑智郡瑞穂町大字下田所一〇 八三一	平成十四年五月二十 七日

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県告示第五百八十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

島根県知事 澄田信義

介護機関の名称	実施する施設	所 在 地	指 定 年 月 日
施設	介護療養型医療	鹿足郡六日市町六 日市三六八一四	平成十四年六月一日
島根県告示第五百八十三号			
次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。			
潤いの里湯村地区（一工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）
潤いの里湯村地区（二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）
潤いの里湯村地区（三工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（三工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（三工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（三工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）
潤いの里湯村地区（一工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（一工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）
潤いの里湯村地区（上楓地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（上楓地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（上楓地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（上楓地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）
潤いの里湯村地区（寺側地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（寺側地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（寺側地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	潤いの里湯村地区（寺側地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）
島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義
完了年月日	平成十四年三月十三日	平成十二年三月八日	平成十一年三月十五日

島根県告示第五百八十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

八束郡八雲村大字熊野一〇六〇から一〇六三まで、三八〇六、五二八九の一、五二八九の二、五二九〇の一、五二九一から五二九三まで、鹿島町大字佐陀本郷字堂山二八三三の一、字善坊二八七四の一、字小畠ヶ空二八七五の二、二八七九の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた

め配慮すべき事項について意見を有する者は、その告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

- (四) 意見の内容
(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
益田サテイ 益田市乙吉町イ九五番地一〇外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社マイカル総合開発 管財人 岡田元也 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目
二番地九号

3 変更しようとする事項

(一) 駐車場の位置収容台数

(変更前) 三六二台
(変更後) 三三一台

(二) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

(変更前) 一〇カ所
(変更後) 九ヶ所

4 変更の年月日

平成十四年二月十一日

二 届出年月日 平成十四年六月三日
三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業誘致振興課（益田市常盤町一一番地一号）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団地にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

島根県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持ため配慮すべき事項について意見を有する者は、その告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年六月十四日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 篠川郡斐川町大字上直江一三三二番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町一一番三二号

3 変更しようとする事項

(一) 営業時間

(変更前) 午前十時～午後八時
(変更後) 午前十時～午後九時

(二) 駐車場を利用する時間

(変更前) 午前九時三十分～午後八時三十分
(変更後) 午前九時三十分～午後九時三十分

4 変更の年月日

平成十四年六月十三日

二 届出年月日 平成十四年六月三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 斐川町商工観光課（簸川郡斐川町大字莊原町二一七一番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団地にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

島根県告示第五百八十七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部労働整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

県道	路線名	供用開始の区間			延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		浜乃木湯町線	八束郡玉湯町大字布志名五五番一地先から同大字五七〇番二地先まで	五六〇メートル				
			八日	平成十四年六月一	松江土木建築事務所			

公 告

坂本和久

二(一) 開発区域

八束郡東出雲町大字下意東九一三番地一 外二十九筆

面積八、九六一・八二平方メートル

(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市黒田町四九七番地三

株式会社 岩崎組 代表取締役 永田博

選挙管理委員会告示

島根県知事 澄田信義

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

(一) 開発区域

出雲市矢野町六一五番地二 外二十七筆

面積 五、九二九・四〇平方メートル

(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市矢野町七一〇番地五

五 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一又は三分の一の数は次のとおりである。

平成十四年六月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

益田・美濃選挙区
大田選挙区
安来選挙区
江津選挙区
平田選挙区

一四、五三九
九、二一五
八、一七五
六、七七三
七、八五八

出雲選挙区
浜田選挙区
松江選挙区
隱岐選挙区
鹿足選挙区
邑智選挙区
那賀選挙区
簸川第三選挙区
簸川第一選挙区
簸川第二選挙区
飯石選挙区
大原選挙区
仁多選挙区
能義選挙区
八束第三選挙区
八束第一選挙区
八束第二選挙区
三分の一の数
三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二、一三三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二〇一、二一〇

三 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二一、一七五

二 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二一、一七五

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一四、五三九

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二〇一、二一〇

正 誤

平成十四年五月三十一日付け島根県報第一、三七二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

二〇一、二一〇

正

ページ

箇所

誤

正

島根県地方労働委員会告示第三号の表矢倉淳の現職欄中

副事務局長

事務局長

誤

正

平成14年6月14日

島根県報

第1,376号(6)

平成十四年六月十四日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円

(送料共)